

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	立川 ジェームズ (たつかわ じえーむず)
○学位の種類	博士 (文学)
○授与番号	甲 第1153号
○授与年月日	2017年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	メロヴィング朝フランク王国における教会会議の政治的役割 —王と司教の交渉の視点から—
○審査委員	(主査) 小田内 隆 (立命館大学文学部教授) 小林 功 (立命館大学文学部教授) 加納 修 (名古屋大学大学院文学研究科准教授)

<論文の内容の要旨>

本論文の構成は以下の通りとなっている。

序論

第1部 511年～626/7年の教会会議における王と司教の交渉

第1章 511年～626/7年の教会会議の性格

第2章 グンドワルドゥス篡奪事件後におけるグントラムと司教の交渉

—オルレアン会議・マコン会議・グントラム勅令—

第3章 614年～626/7年の教会会議におけるクロタール2世と司教の交渉

第2部 630～660年代の教会会議における王と司教の交渉

第4章 630年以降における教会会議の性格

第5章 バルティルドの「修道院政策」にみる王・王権代行者と司教の関係

—教会会議発給の特権文書の署名を手がかりに—

第6章 630～660年代における王・王権代行者と司教の交渉

—ルーアン司教アウドイヌスとモー司教ブルグンドファロの事例—

結論と展望

序論では、いわゆる「教会」と「国家」の関係についての伝統的な教会史や国制史の研究における問題点が指摘される。そこでは、中世初期のヨーロッパ世界、とりわけカロリ

ング朝フランク王国における「国家」と「教会」の関係が議論されてきたが、近代的な教会と国家、聖俗の分離という観念が前提とされ、中世初期は「国家」（世俗権力）が「教会」を支配した聖俗混淆の世界、「本来のキリスト教」のあり方から逸脱した状態として理解された。ようやく、叙任権闘争における「国家」からの「教会」の自立によってその克服の第一歩がしるされる、と。しかし、近年、中世初期ヨーロッパを特徴づける「聖俗混淆」とは「教会」と「国家」、宗教と政治が相互浸透する独自の世界のあり方として理解され、その異文化性があらためて問われるようになった。こうした視点から、中世初期の国家形成において王と司教（教会）の相互的な関係が果たした役割、両者の相互交渉が行われる場としての教会会議の重要性が認識されてきた。すでに、カロリング朝フランク王国の時代については我が国でも山田欣吾氏のパイオニア的研究以来、王国秩序の形成における司教（教会）の役割に光が当てられてきたが、それに先行するメロヴィング朝フランク王国の時代（481年～751年）についてはなお本格的な研究は現れていない。本論文はこの課題に新たなアプローチをもって取り組んだものである。

第1部では、第1章から第3章にわたって511年から626/7年までの教会会議における王と司教の交渉を検討する。第1章では、この時期の教会会議の性格を明らかにすべく、残存する教会会議決議文書、国王の勅令、トゥールのグレゴリウスの『歴史十卷』を総括的に検討している。ガリアで教会会議が開催され始めた4世紀以来、決議文書は教会会議に集結した司教たちの教会指導者の集団としての意思を表明する手段であり、メロヴィング朝の王は必要に応じて決議文書に対応する勅令を公布した。つまり、王と司教は教会会議において相互に交渉し、そうした機会に公布された決議文書と勅令を通じて政治的コミュニケーションを行ったのである。さらに、同時代のフランク王国の貴重な証言であるトゥールのグレゴリウスの『歴史十卷』には、王と司教の間で交わされた王国の政治的問題をめぐる交渉が描かれ、そうした政治的コミュニケーションの具体的様相を伝えてくれる。

第2章では、584年末から585年初めにかけてフランク王国で起きたグンドワルドゥス篡奪事件に注目し、それに関連して開催されたグントラム王時代の一連の教会会議（585年のオルレアン会議とマコン会議）とグントラム勅令（585年11月）の分析にもとづいて、グントラム王と司教たちの関係を考察している。この2つの教会会議はグントラム王とグンドワルドゥス篡奪事件に関与した司教たちとの間の和解を目指したものである。マコン会議ではこの紛争が調停された後、ブルグンド教会の有力司教のイニシアティブでいくつかの革新的な改革決議がなされた。とくに、主日（日曜日）の労働禁止、十分の一税の義務、聖職者に対する敬意が注目される。王国の政治的紛争（グンドワルドゥス篡奪事件）の解決によって、グントラム王と司教との協調にもとづく「キリスト教的統治政策」が具体化されたからである。王と司教とはキリスト教的な王国秩序の形成という共通の目標を掲げ、教会会議という場で交渉したのである。

第3章では、613年にフランク王国を再統一したクロタール2世の治世期間に注目し、新たな政治状況下で開催された614年のパリ会議、614/29年の開催地不詳会議、626/7年

のクリシイ会議の分析により王と司教の関係とその変化が明らかにされる。614年のパリ会議はメロヴィング朝の歴史で最大の教会会議であり、それまでネウストリア分国の王であったクロタール2世が他の分国（ブルグンド、アウストラシア）も支配することになった結果、とくにクロタール2世とライバル関係にあったブルグンド分国の司教たちとの関係を再調整するために開催された。続く614/29年の開催地不詳会議と626/7年のクリシイ会議では、王国全土の司教たちが王と協調する姿勢をみせ始めたが、その背景には614年以降の大規模な司教交替があった。クリシイ会議で署名した司教の多くは614年以降に就任した人びとで、王自身と結びついた司教が中心となっている。おそらく、王のイニシアティブで司教の交替が図られたと考えられる。以上の3つの教会会議は、わずか数年の間にフランク王国全体を統治することになったネウストリア王と各分国で影響力をもつ司教との交渉の場となり、王の影響力の拡大を示している。

第2部では、第4章から第6章にわたって630年代から660年代までの教会会議における王と司教の交渉について検討される。

第4章では、630年代以降に起きた教会会議の変化を明らかにしている。決議文書は630年代から減少傾向を示し、670年代をもって途絶える。他方、この時期に残された王の勅令は存在しない。これに代わって、630年代から660年代にかけて宗教施設、とくに修道院への特権付与を目的とする教会会議が続く。いいかえれば、620年代までの教会会議を特徴づけた決議文書・勅令を通じた王・司教間コミュニケーションに代わって、教会会議における王と司教の交渉は修道院への特権付与を焦点としたものになる。その背景には、フランク王国における修道院の霊的・政治的重要性が高まり、王族や貴族の関心を集めたことがあげられる。とくに、6世紀末以来、アイルランドから渡来したコルンバヌスとその弟子たちの布教活動の影響下に、フランク王国の王族や貴族はその所領に多数の修道院を建設した。彼らは禁欲的な修道士の祈願に靈魂救済への期待をかけ、また、修道院を地域支配の拠点として重視したからである。そのため、彼らは修道院に特権を付与し、司教権から全面的に、もしくは部分的に解放しようとした。こうして、630年代以降、教会会議の関心は修道士の祈願を確保することに向かった。

第5章では、650年～660年代に王妃・摂政として王国に影響力をもったバルティルドの「修道院政策」に注目し、当該時期の教会会議を通じて王・王権代行者と司教たちがいかなる関係を形成したかを考察する。修道院への特権付与はこの時代の支配層の共通の関心であったが、とくにクローヴィス2世の王妃として、王の死後には幼いキルデリク2世の摂政として活動したバルティルドが組織的に推進した。E. エヴィヒの通説的理解とは異なっていて、バルティルドによる特権付与は自立化する司教の動きを抑止しようとしたものではなく、宮廷と密接に結びついた特定の司教門閥によって支えられていた。いいかえれば宮廷、司教門閥と各地の修道院をつなぐ人的ネットワークが形成されたのである。630年代以前の教会会議においては、王と司教の交渉は決議と勅令を通じてなされ、両者は相互に一定の自立性を保ちながら、聖俗の協調にもとづく統治を志向した。これに対して、630年代

以降の教会会議においては、宮廷と直接に結びついた司教門閥のネットワークをつうじて修道院への特権付与が行われた。以上のように特権を付与された修道院には、聖なる修道士の祈禱によって王国全体の安泰と救済に資する公的役割が期待された。こうして、禁欲的な修道士による神への祈願によって仲介され、王と司教は人民を救済に導く責務を担った。

第6章では、このように宮廷と結びついた司教のネットワークの具体相を探るために、630年代から660年代の全時期にわたって特権付与に関わったルーアン司教アウドイヌスとモー司教ブルグンドファロに注目した。両司教は、多数の宮廷人や修道院長を輩出したフランク王国屈指の名門、いわゆるファロー族に属していた。ルーアン司教アウドイヌスとモー司教ブルグンドファロが代表するファロー族が教会会議を通じて繰り広げた宮廷との交渉は、史料的に追跡できる唯一のケースである。それがどの程度に一般化できるかはともかく、ファロー族出身の司教たちの経歴は、630年代以降に生じた王と司教のコミュニケーションのあり方に起きた変化をよく示している。まず第1に、王の支配領域（王国あるいは分国）全体から司教が出席するタイプの教会会議は減少し、代わって宮廷と密接な関係をもつ司教ネットワークに依拠した教会会議が増加した。これは、王と司教の間の個別の人的絆の重要性が増し、司教集団の一体性の意識が後退したことを意味する。第2に、王と特定の司教門閥とが教会会議における特権付与をつうじて聖なる修道院空間を創り出したことは、教会会議の役割と意味に大きな変化が生じたことを意味する。かつてのように、教会会議は王国の司教たちが自らの意思を表明し、王との間に協調関係を形成する場ではなくなり、宮廷と結びついた司教門閥の人的ネットワークを形成し、修道士の祈願への期待によって連帯する場となった。

最後の「結論と展望」では、これまでの議論が要約されると同時に、それが中世初期の国家形成に関する最近の理解とどのように関連するかが示唆されて結ばれる。第1章から第6章までの検討で明らかになったように、メロヴィング朝フランク王国の教会会議は王と司教の交渉の場であり、その時々で両者の協調関係を形成してきた。しかし、それは630年代を境にして、その性格を変えてきた。ある意味で、この教会会議の変化は、ローマ的な古代末期の世界（ポスト・ローマ期）から出発したメロヴィング朝フランク王国の秩序がカロリング朝フランク王国のそれへと転換する構造変化を映し出すパラメーターであったといえよう。630年代までメロヴィング朝の王は教会会議という場を通じて司教と交渉し、いわば間接的にコントロールを図った。これは佐藤彰一氏が提起する「ポスト・ローマ国家」としてのメロヴィング朝フランク王国の一面であった。これに対して、630年代以降、宮廷と結びついた司教門閥が教会会議を仕切るようになり、教会会議はもはや司教集団の意思を体現する場ではなくなっていた。670年代以降、アウストラシアでカロリング家が台頭し、宮廷の実権を握ると、王国全土の司教座や修道院への直接的な支配を強めた。その結果、メロヴィング朝期の教会会議にみられた王と司教の交渉の場としての役割は決定的に失われ、教会会議の開催は途絶える。カロリング家の権力が確立された740年代に入

ると、約 70 年ぶりに教会会議が招集される。しかし、教会会議はもはや古代末期的な「王と司教の交渉の場」ではなく、王権が主宰する聖俗の支配エリートの集会であり、事実上の王国集会の様相を呈するようになる。こうして、中世初期の国家形成を特徴づける支配者と司教の緊密な関係は新たな局面に入った。

<論文審査の結果の要旨>

まず、現在のメロヴィング朝研究のなかで本論文のもつ特徴を指摘し、それぞれについての評価を述べる。

(1) 聖俗の「未分離」から「交渉」へ

伝統的に、中世初期のヨーロッパ世界は「国家」が「教会」を支配した「聖俗混淆」あるいは「聖俗未分離」の社会とされてきた。しかし、こうした認識は近代以降の「教会」と「国家」、「宗教」と「政治」の原理的区別を前提としたものであり、遠い過去の「聖俗混淆」「聖俗未分離」とはむしろ近代以降とは異なった聖俗関係のあり方として理解されなければならない。そこでは、支配者と司教との緊密な協力関係が形成され、カロリング朝フランク王国の時代には国家が「教会」として観念されるまでにいたった。近年、カロリング朝フランク王国についてはこうした歴史認識の刷新が進められているが、先行するメロヴィング朝の時代をこの視点から見直す本格的な研究はでていない。本論文はこの課題に真っ正面から取り組み、メロヴィング朝フランク王国の秩序のあり方についてこれまでとは異なった理解を提示したものである。とくに重要なのは、中世初期における聖俗関係を「国家」(王権)と「教会」という制度ないし理念の間関係としてではなく、教会会議を通じ政治的状況の推移に応じて展開した王と司教の間の交渉とその結果として形成される人的ネットワークに注目したことである。そのため、本論文は形式的にはクロノロジカルな構成を取っているが、内容的には各局面(王位期)ごと王と司教の関係の様相にミクロストリア的ともいえる視点によって光を当て、その布置を明らかにする方法がとられている。残された教会会議の決議文書や特権文書に付された司教の署名と年代記や聖人伝などの記述史料に見いだされる数少ない記述を手がかりに、本論文はメロヴィング朝フランク王国の政治秩序を生み出す基盤となった王と司教の交渉に初めて本格的な光を当てたといえよう。今日、ドイツの中世史家 J. フリードの 1982 年の論文を嚆矢に中世初期国家論が活発に議論されているが、最近のマイケ・デ・ヨングの研究も含めて、多くはカロリング朝期に焦点を当てたものであり、また問題の理念的な側面(「教会」としてのフランク王国)に関心が集中しているように思われる。しかし、本論文が明らかにした王と司教の交渉や人的ネットワークの形成という視点から見て初めて、この時代の聖俗関係や国家のあり方の特有性が十分に理解される。本論文はこうした視点の新しさとそれによる緻密な史料分析の徹底性において高く評価できる。

(2) 「ポスト・ローマ国家」論への貢献

本論文がもたらした新知見は従来のメロヴィング朝フランク王国研究の通説のいくつかを修正し、また、佐藤彰一氏の「ポスト・ローマ」国家論に新たな次元を加える。まず第1に、「無為な王」から自立化する「司教支配」、その結果としてのメロヴィング朝フランク王国の無秩序というイメージは根本的な見直しを求められる。たとえば、ハインツェルマンによれば、グントラム王の「キリスト教的統治」は司教側によるイデオロギーのプロパガンダであり、王と司教の間にはそうした協調関係はなかった。また、E. エヴィヒの影響力ある解釈のように、王妃・摂政バルティルドの「修道院政策」が自立化する司教支配を抑止する王権側の努力であった。いずれの解釈においても、メロヴィング朝の王と司教の関係はネガティブに理解され、それが王国秩序の形成に果たした役割を認めていない。これに対して、本論文は教会会議をつうじての王と司教の交渉が可能にした協調関係に注目し、それが政治的状況に応じてフレキシブルに形成され、三分国体制の王国に一定の秩序を与えたことを主張する。たしかに、メロヴィング朝フランク王国は制度やイデオロギーの面では、カロリング朝フランク王国に比べて顕著な達成はない。しかし、中世初期の政治・社会秩序の形成において、人的ネットワークの果たした役割がいかに大きいかは、最近の研究が様々な点で明らかにするところである。この点で、本論文はメロヴィング朝フランク王国の教会会議をフォーラムとした王と司教間の交渉の重要性に着目したのは卓見であろう。第2に、本論文によって明らかとなった王と司教の協調関係は、メロヴィング朝フランク王国における統治の本質的な部分に関わるように思われる。メロヴィング朝の諸王は新たに支配下に入ったガリアに存続していた古代末期ローマの制度や人的資源を尊重し、それらを活用しながら間接的な統治を行った。この「ポスト・ローマ」国家（佐藤彰一）とは、新たに支配者となったゲルマンの王たちが古代末期ローマの残存する伝統を自らのものにする過程で創り出した秩序である。この点では、メロヴィング朝の諸王が4世紀以来伝統となっていた教会会議を通じてガリア社会で宗教的にも政治的にも重きをなす司教への歩み寄りを図ったのも、そうした間接的な統治の一環だったと解釈することができる。少なくとも、620年代まで司教集団は教会会議において意思を表明し、王が勅令でそれに答えたが、こうした教会会議のあり方は明らかに「ポスト・ローマ」的である。その意味で「ポスト・ローマ」国家としてのメロヴィング朝の王国統治の重要な一翼を担ったものと考えられる。佐藤彰一氏の議論ではこの側面はほとんど考慮されていないことを考えれば、本論文は「ポスト・ローマ」国家論に新たな次元を加えたものといえる。

（3）カロリング朝フランク王国への展望

本論文が明らかにしたメロヴィング朝の時代における王と司教の教会会議を通じた政治的コミュニケーションの伝統、さらに、630年代以降に教会会議で司教との協調においてなされた修道院への特権付与、それが可能にした王国秩序の安泰と人民の救済をもたらす修道士の祈祷の公的役割。以上のように要約できるメロヴィング朝期の発展を背景にして、カロリング朝フランク王国が同時代人によって「教会」とみなされるにいたった理由が理解されるのである。この意味で、中世初期における王と司教の関係を軸とした国家形成を

全体として理解するために、メロヴィング朝期の研究が本質的な重要性をもつことを説得的に示したと言ってよい。

以上、3点について本論文の特徴とその価値について述べたが、いくつかの課題も残されたといえよう。

まず第1に、同時代の史料における「教会会議」に関する用語や意味について、まとまった議論が不十分であった。このことが本論における議論の焦点である教会会議の規定の曖昧さを残し、緻密な史料分析のなかで弱い部分となっていた。とくに、第2部における630年代の教会会議については、特権付与の際に開かれたと想定される集会が「教会会議」として理解することには議論の余地がある。質疑もとくにこの点に向けられ、論文著者自身も今後の課題のひとつとしたところである。

第2に、本論文で利用された史料は王と司教の人的ネットワークを明らかにするために直接に必要なものに限られている。このためにメロヴィング時代の豊富な聖人伝が人物や政治的出来事のデータ源としてしか用いられていないことが、惜しまれる。60年代のF.グラウスのパイオニア的研究以来、メロヴィング朝期の聖人伝史料の批判校訂の作業とそれにもとづくメロヴィング王朝期の社会や文化について新しい研究が相次ぐ状況を考えれば、その積極的な利用は王と司教との交渉の歴史を狭義の政治的コンテクストを越えて、社会・文化・心性のコンテクストにおいて深めることを可能にすると考えられる。

第3に、メロヴィング朝フランク王国における王と司教の関係や教会会議の役割と比較できる現象は、同時代の西ゴート王国（スペイン）、アングロサクソン王国、ビザンツ帝国などに認められる。とくに前二者については一定の研究の積み重ねがある。メロヴィング朝フランク王国の政治秩序の固有性を理解するためには、古代末期の地中海世界という広がりにおいて、同時代の国家との比較が不可欠である。

本論文は、同時代史料の徹底した解読作業によって教会会議という場において王と司教の交渉と人的ネットワークの形成がなされたことを、メロヴィング朝フランク王国の政治状況との関連で明らかにしたものである。近年、制度史的な観点から人的結合関係へとメロヴィング朝研究は視点を転換しつつあるが、具体的な関係形成（交渉）の場としての教会会議に焦点を当てた研究は、本論文がおそらく最初のものと思われる。その議論は関連諸史料の綿密な分析と先行研究の批判的な摂取によって堅固に支えられている。その中でとくに注目される成果は、教会会議の性格が630年代を境として大きな変化を遂げた事実を説得的に論証し、この変化の意味を7世紀における転換との関連で示したことである。この点は、本論文がメロヴィング朝フランク王国の研究にもたらした独自の貢献として高く評価される。いくつかの課題は残されたが、本論文は立ち遅れているメロヴィング朝フランク王国の研究に新たな方向性を提示したものであり、今後の研究の深化が期待される。

以上により、審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するのに相応しい水準に達しているものと評価した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公開審査は2016年12月26日(月曜日)13時から15時まで、末川記念会館第3会議室で行われた。審査委員の質疑の中で提出された史料解釈上の諸問題にきわめて具体的かつ明晰に説明を行い、それによってラテン語史料の高度な読解力と新しい諸研究への精通を示した。また、論文の成果として得られた新知見から中世初期、とくにメロヴィング朝フランク王国の歴史認識にもたらされる新たな展望については、審査委員から研究的な位置付けが問われたが、これについても説得的な説明をすることができた。

このような公開審査における質疑応答を通して、また、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動から判断して、申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は本論文が博士の学位に値するものと評価し、本学学位規程第18条第1項に基づいて「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断した。